

ウ 費用弁償条例第4条第2項（別表第二）に定める額が標準的な実費である一定の額として議会の裁量権を超えるものであるかどうか、費用弁償条例第4条第2項は、実際に費消した額の多寡によらず、招集地から居住地までの路程に応じて4区分による定額を支給する旨定めているが、費用弁償条例第4条第2項が法第203条第3項に違反するかどうかを判断するに当たっては、これらの定額が標準的な実費である一定の額として議会の裁量権を超えては、濫用したものであるかどうかが問題となる。

このことについて、平成14年の大阪地裁判例（平成14年9月27日 平成13年（行ウ）31号。以下「大阪地裁判例」という。）は、「定額方式が認められる理由に鑑みるならば、法は、費用弁償条例制定にあたり、具体的な費目をあげ、各費目の金額を積算して一定の額を算定することまでを要求するものではないと解される。したがって、具体的に如何なる費目が含まれているかは条例の解釈問題であると解されるところ、かかる金額が標準的な実費である一定の額として議会の裁量権の範囲を超えるものであるか否かを検討するに当たっては、解釈上想定される費目がおよそ費用弁償としての建前に反する場合でない限り、結局、費用弁償の一定の額が、それらの費目の金額の合計額として、実費弁償という建前を損なわない限度内にあるか否かを検討することとなる。」と判示している。

請求人は、「条例に規定する旅費とは、一般社会常識からすれば交通費のみを指すのであり、日当を含むとは到底考えられない。」と主張している。

しかし、大阪地裁判例は、「費用弁償と同様に実費弁償を本質とする解される国家公務員の旅費についてみると、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）6条1項は、旅費の種類として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行離費及び死亡手当をあげ、また、同法26条が規定する日額旅費は、同法6条1項に掲げる旅費に代え支給されるものとされるのであるから、同日額旅費には、交通費だけではなく少くともいわゆる日当も含まれるものと解される。」とし、さらに「会議出席に伴う一定程度の日当の出費が不合理ということはできず、議員が会議に出席することがその職務の中核をなすことを考慮するならば、通常の旅行の場合と異なる基準を採用し、相当額の日当を支給することも社会通念上実費弁償の建前を損なうほどに不合理なものとはいえない。」と判示している。

そこで検討するに、本県では、県議会議員が招集に応じ、議会に出席するため旅行した費用弁償については、費用弁償条例以外に条例は設けられていないのであるから、同条例の解釈上、その費目としては、会議出席に要する費用の費目全てが含まれ得ることとなる。

さらに検討するに、費用弁償条例第4条第2項に定める金額は、交通費相当額に議会活動時間等を考慮の上、日当相当額（議案調査及び議会待機のための経費

等）を加算した金額となっているが、大阪地裁判例に照らすと、いざれも解釈上費用弁償に含まれ得るものであり、社会通念上実費弁償の建前を損なうほどに不合理なものとはいえない。

また、費用弁償は全都道府県で支給されており、本県と同様に招集地から居住地までの路程に応じた複数段階別の定額支給を行っているのは、30都道府県であった。そのうち、本県の支給額10,000円に相当する日額（日額の下限）で比較すると、最高額は13,000円、最低額は5,000円で、平均額は8,693円となっており、本県の10,000円が著しく高額であるとは認められない。

したがって、費用弁償条例第4条第2項（別表第二）に定める額が標準的な実費である一定の額として議会の裁量権を超えるものとは認められない。なお、請求人は、費用弁償としての日額旅費を交通費のみの弁償と理解した上で、交通費の実費を超えた金員の支出は違法な支出としているが、費用弁償が交通費のみであるという主張自体失当なことは上記に述べたとおりである。

## ② 本件支出の違法性についての判断

上記の検討結果を総合的に勘案すると、費用弁償条例は法第203条第3項に違反するものとはいえない。また、上記のとおり費用弁償に関する条例の制定は当該普通公共団体の議会の裁量的判断にゆだねられており、費用弁償条例に定められた金額が議会の裁量権を超える又は濫用したものとは認められないことからすると、費用弁償条例が地方財政法第4条第1項に違反するということもできない。したがって、本件支出は、請求人の主張する「職務を行うため要する費用」を超えた違法な支出に当たるとは認められない。

## ③ その他

ア 請求人の陳述にあつた所得税法との関係については、費用弁償として支給される金員のうち、所得税法上課税対象となるものと課税対象とならないものとの判別が困難となるおそれもあるが、費用弁償条例と所得税法は制度趣旨を異にするものであり、かかる費用弁償のうちいかなる部分が課税対象となるかは所得税法上の解釈問題であって、上記のような事情があるからといって費用弁償条例自体が違法となるものではない。

イ 請求人は、関係職員等の陳述に対する意見書の中で、「費用弁償中の日当相当分（議案調査のための経費）は、政務調査費と重複する」と主張しているが、その主張は概念的なものに過ぎず、重複部分に係る財務会計行為を特定して、その違法性又は不當性を具体的かつ客観的に摘示しているものではない。

(2) 本件支出による損害について  
本件支出に違法な点は認められないことから、山梨県に損害が生じていないものと判断する。

- 3 結論  
以上のとおり、本件措置請求に係る請求人の主張は、理由がないものと判断する。  
(意見)

本県の費用弁償条例は、応招旅費の費用弁償の方法として定額方式を採用しているが、定額方式は、それが社会通念上、実費を対象としてこれを弁償するとの費用弁償の本来の建前を損なわないものである限り、法第203条第3項の費用弁償の方法として、これを採用することが許されている。また、定額方式の妥当性を判断する基礎となる社会通念は、固定化されたものではなく、社会経済情勢の変化、価値観の多様化等によって変容するものと考えられる。

本県の費用弁償条例は、平成9年4月に改正されたもので、当時は多くの都道府県で定額方式が採用されており、同条例で定める旅費の日額も全国平均と同程度であったものと認められる。しかし、平成9年4月以降、39道府県で費用弁償条例の改正が行われた結果、平成20年1月現在、定額方式を採用しているのは30都道府県であり、その平均日額は、監査結果の中で示したとおり本県の日額を下回っているところである。

前回の条例改正からすでに11年が経過し、この間、社会経済情勢や本県の財政状況は大きく変化し、公費の使途に対する県民の関心も著しく高まるなど、費用弁償の妥当性を判断する基礎となる社会通念にも変化が生じているものと思量される。

今回の住民監査請求を契機として、改めて費用弁償条例の妥当性について検証されるとともに、県民に対する説明責任が十分果たされる制度となるよう検討されたい。